

1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和6年6月17日(月)午前8時55分頃

(2) 発生場所

仙台市青葉区郷六大霜

仙台西道路、仙台宮城インターチェンジ入り口付近

(3) 事故の概要

上記日時場所において、生涯学習課職員が公用車で走行中、追い越し車線から走行車線へ車線変更を行った際、後方確認が不十分であったため、公用車の左側ブレーキランプ部分が、後方を走行していた相手方車両の右側ヘッドライト部分に衝突したものの。

2 和解の内容等(専決処分内容)

(1) 和解の相手方

イ 住 所
法 人 名
運 転 者

※個人情報が含まれるため、表示
していません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和7年1月9日

ハ 損害賠償額 195,293円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

3 知事専決処分年月日

令和6年12月23日